



第25号  
59. 5. 20

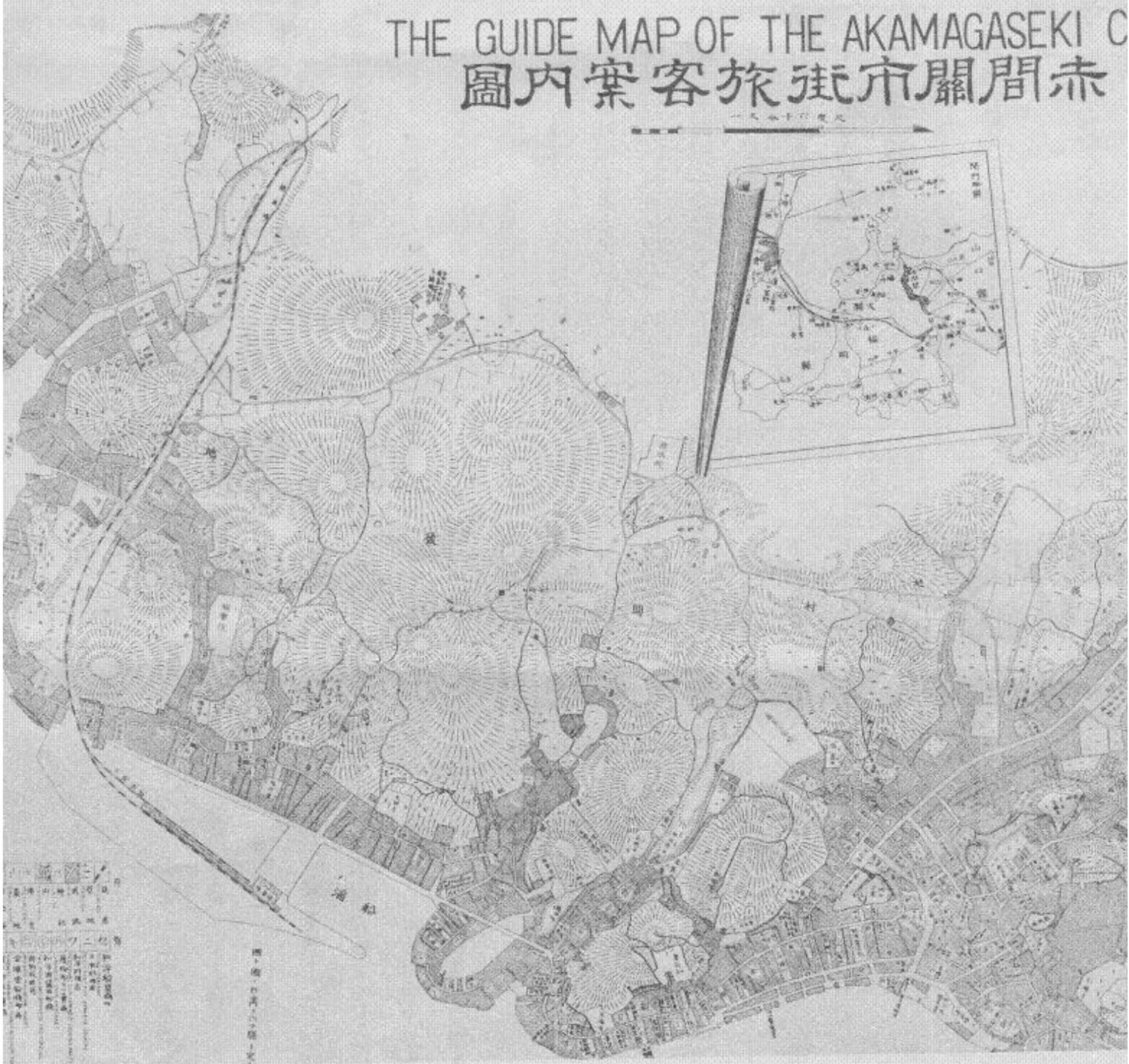
会 報

# やまぐち

発行所  
山口市駅通り2丁目9番15号  
山口県土地家屋調査士会  
TEL山口225975

発行者  
好敏夫  
三刷行会  
萩市川島3区414  
(有)増山印刷  
TEL萩21103

## THE GUIDE MAP OF THE AKAMAGASEKI C 圖内案客旅街市關間赤



写真は下関の古地図

山口県土地家屋調査士会

提  
案

卷三



「君の聲がどうか悪化した」とお母さんは心配の顔で、  
お風呂場へ入る。お風呂場は、お母さんとお風呂場の間の壁を  
お風呂場へ入る。お風呂場は、お母さんとお風呂場の間の壁を

そこでかかる問題が多様であるので大抵の場合は相手方の手の  
中人等を待つてゐる。だから既にで極端にしたく方が不利  
な事はこの如きが多い。前回上記の元相手を除むことは地の  
主の事である。その二つは他をして何處に於ける事が起つた  
か必ず永久地を押収すること、或は分割等の問題が起つた  
には必ず永久地を押収すること、此の様な件を調査士が先頭に立つ  
て相見する事は仕事なり。或は規則改正等により手替と同  
じになつたものなるを除く。田民の財産権とその下げるたを取  
扱う田査士が其職する事は出来ない。

少子化問題と少子化政策

# 本部だより

## 公共事業部

公共事業部部長 乗川 良介

小生昭和五八年度徳山支部総会において、六年間の支部長を退き、即本部理事に推挙され、昭和五八年七月九日開催の本部理事会で公共事業部を担当する様、会長より拝命。久々本部のお手伝をさせて戴くこととなりました。会員の皆様、よろしく御指導下さい。

山口会の公共事業部は昭和五六年度から、企画部の内に併設され、爾来、事業目標も、ほぼ同じくして今日に至り、これを引継ぐ形で、今年度、総務部から独立した厚生部と共に、一人前をさせられた。言は一年生の部であります。

この間約十ヶ月は、日調連の動き、公共嘱託登記委員会との関係、につき整理し、公共事業部の、今後のあるべき姿につき研究、模索に終始した感がするものであります。

昭和五八年度の公共事業部の事業計画は、四項目に渡り決議されていました

が、公共嘱託委員会との接点において、我が部のみで活動出来ない部分、日調連の動向に委ねるもの等が多く、活動に実が上らなかつたのが実情です。過去の活動状況を見ても、これと言つた活動をされた様子もなく、又活動も出来なかつた事も事実であつたと思えるのであります。これも前述の通り、日調連の動き待ち、公共嘱託登記委員会の補佐役としての活動が多かつた為ではなかろうかと思われます。

今小生過去を反省し、今後の公共事業部のあり方を考える時、大変なお仕事をお受けしたものだと思っているものです。

又反面、何か部活として一人歩き出来るものは無いものかと模索して来たのがこの一年間であった訳であります。

来年度は、この様な事から一考変った事業に取組んで見たいと考えています。勿論の事ですが、新しい試みをする為には、理解と協力なしでは、絶対に成功し得ないものであります。

会員皆様の御協力、御指導を、お願ひ致す次第であります。新しい事業と申しますのは、公

共団体の取得する土地の調査、一筆地測量、取得用地の境界標の埋設作業の獲得、等々今までの、公嘱託登記の受託以外の公共作業の受託に関する研究であります。

本来これらの作業は外注され、測量会社が受注して来たものでありますから、この受注に対しても、測量業協会の反対も考えられ、たやすく発注機関も、右から左にと我々調査士会に転換して戴けるものではないと思いますし、仮に発注の方向付けが出来たとしても受入態勢の確立にと、多々問題点はあると思うものであります。今日の嘱託登記の粗悪により、我々調査士が隣地を分筆する時、日夜苦労を重ねている現況から開放される道は他にないものと思い、重荷と知りつつ、あえて提言して見たものであります。

会員諸兄の協力の基、関係各管轄の理解を得るべく、表示登記の専門家として、取組んで見たいと考えています。

御指導と協力を重ねてお願ひ致します。

# 厚生部

厚生部長 細野 敏

厚生事業は、重点施策として理解されない面もありますが、社会情勢に対応して会員の連帯意識と親交の輪を広げ、共存福利の目標を掲げています。

1. 各種の社会保険制度の対策に処して会員の方のアンケートをお願いし、補助者雇用の状況も合せて整理集計しましたが、三〇パーセントの無回答者を含めて検討に取組んでいます。

2. 山口会互助会は五年を経過しましたが、証紙会計よりの繰入金を加えて順調に運営されており、資金の高率化、会員への優遇を画して規則の改正を考えています。脱会者十二名一一二万円給付しました。

3. 日調連団体定期保険は十五回の更新を経て現加入者八七名、補助者六四名で百万円四二三口であり、入院給付一名、長寿祝金六名で余剰配当金三二六万円余になっています。

3. 日調連自家共済は全単位会加入目標で充実が進められていますが、山口会は死亡弔慰金四名、一一〇万円、廃業者給付は九名であります。

4. 損害賠償責任保険加入者は八三名で賠償給付一件で測量ミス補償三八二、四〇〇円、車両損傷事故一九九、〇〇〇円ありました。

5. 休業補償保険加入者二二名、補助者二十四名で受給者無しております。

□、高令者会員福祉優遇措置による該当者十三名で入院会員会費減免者三名であります。

□、会員親睦のレクリエーション行事について

1. 司調共催団体会を八月二八日司調会館にて実施、参加者十六名であります。

2. 司調合同ソフトボール大会は下関市長府で開催、十チームにより、萩支部三連覇で盛況裡に終り関係者方に御苦労を煩わせました。

3. 山口市内名所探訪初行事は家族共参加で三四名、歴史館長内田伸先生の案内で終日を楽しみました。

4. 二月二六日、特別会員研修会に厚生部も事業の内容説明で参加しました。以上

# 企画部

企画部長 清口 保二

企画部長を命ぜられ早くも一年が過ぎようとしていますが、この間報酬問題、区分所有法改正に併せて登記実務及び報酬の説明会、又事務研修として実務に於ける民事上の問題点及び損害賠償について、日調連顧問弁護士である大西先生をお迎えし研修を行い多数の御出席を頂きました。大変有難うございました。尚、当日、区分所有法の改正点及び報酬についての説明の時間が充分とれず会員の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しました事、紙面をかりてお詫び致します。

山口会は現在報酬額運用規準が昭和五六年九月一日実施されたものを改正し運用している状態で報酬額の統一を計る為、境界杭の設置費用及び官民境界に於ける境界確認費用等附則の項を統一すべく準備したところ、中国ブロックに於て運用規準の統一をと、会長会議で決議がなされ現在各会の実情に合せ調整中の為、いましばらく御辛抱願いたいと存じます。これから一年、任期満了まで自分なりに努力致す所存でございます。どうぞ宜しくお頼み致します。

## 支部だより

### 下関支部

無効 著者

昭和五八年秋の歩手計測の一報と云ふ第四回

田村耕輔氏が、月一回に二年後一時より下  
関市東町八一十九番地に組合会館にて行な  
われ出張セミナー、三講座と一時の成績で  
ありた。田中は西田園の講話記録は書く事

無効(未だ未記入)など、講題」と本題止

西田園の植木屋大出陳は未だ未記入のれた。

下関文部は既に二月二十日付付の通達

今度も川田町もあらわなり廻下町と水手町  
もあり、相向の沿岸を走た。又其の後西田園出  
の内外用事等の修理、修理と云うアイテムア  
ル田中園田の無効費、ロードランナーアル田中園田のア  
イドム大同電等の情報が田中園田のモードを  
区別する際の基準といふ意味にそれが事が出  
来た事は今後の活動の事務に当る注目すべき  
事を終つた。

又、城大器少佐ビー、製造申請書添付文  
書(社)の欄に説明文を記入する義務化説明会  
セミナー



## 徳山支部

藤井 宏紀

だいた。

第25号 (6)

昭和五十八年度事業も一応事業計画通り消化したが、これもみな企画委員会のメンバーの努力によるものであり、会員の協力あってのことである。昨年度は執行部は入れ替わったが、企画委員会の委員はほぼ再任をお願いし、中堅の会員による構成で、企画委員長を中心には各委員が一つづつの研修企画を分担し、四回にわたり研修が実施された。

八月六日、七日の二日間にわたり湯野温泉ち国民宿舎「湯野荘」において溝口企画部長を招へいして懇談会ならびに報酬に関する研修会を行った。

あらかじめ報酬に関する例題を作成し、全会員から提出してもらい、模範回答と比較して、バラツキをチェックした。

十月七日は徳山税務署の資産税部門の統括国税調査官を講師にお願いし、不動産に関する税務、とりわけ不動産の評価、租税特別措置法第三七条による資産の買換え、公共用地の収用に関する課税等について説明していた

三月三日は法務局との合同協議会を開催し、宮地統括登記官、各出張所長、支局登記官ご出席のもとに、会員から提出された設問を中心に協議が為され、直接業務に連絡した問題が討議されました。

此回は会員からの設問がなかなか集まらず企画委員会も大変苦労されたようですが、一部会員の御協力により、なんとか開催することができました。

ただし、研修会の中ではこの協議会の出席率がいつも一番良く、今回も五十名中三十五名の出席がありました。

以上が、五十八年度の事業計画にもとづいたものでしたが、それ以外に黒岩地区土地調査測量登記作業が会員十三名の参加のもとに実施されております。

# 土地調査士法施行規則

(昭和54年法務省令第53号)

| 旧   | 改<br>正   |
|---|--|
| (補助者)<br>第二十条 調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の承認を受けて、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。     | (補助者)<br>第二十条 調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。  |
| (新設)  | 2 調査士が置くことができる補助者の員数は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長がその管轄区域内に設立された調査士会の意見を聴いて定める。          |
| (新設)  | 3 法務局又は地方法務局の長は、特に必要があると認めるときは、調査士が前項の規定により定められた員数を超える員数の補助者を置くことを許可することができる。          |
| 2 前項の承認を申請するには、補助者となるべき者の履歴書及び住民票の写しを添えた申請書を、所属の調査士会を経由して、法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 | 4 前項の規定による許可を申請するには、その理由を記載した申請書を、所属の調査士会を経由して、法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。               |
| 3 調査士会は、前項の申請書を受け取ったときは、意見を付して、遅滞なく、これを法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。                    | 5 調査士会は、前項の申請書を受け取ったときは、意見を付して、遅滞なく、これを法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。                       |
| 4 法務局又は地方法務局の長は、必要がある場合には、いつでも第一項の承認を取り消すことができる。                                    | 6 法務局又は地方法務局の長は、必要がある場合には、いつでも第三項の規定による許可を取り消すことができる。                                  |
| 5 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。補助者を置かなくなつたときも、同様とする。           | 7 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の調査士会を経由して、法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。補助者を置かなくなつたときも、同様とする。 |

# 山口地方法務局管区・職員名簿 (昭和59年4月1日現在)

## 徳山支局

支局長 三浦実義  
支局長補佐 下瀬 寛  
総務係長 森田 幸  
統括登記官 宮地 弘文  
登記官 広中草人  
・ 早川美朝

登記専門職 西本紀美子  
・ 藤井照夫  
・ 河村保  
・ 山本隆  
供託専門職 西村昭博  
登記専門職 齐宮英敏  
係員 宇野秀穂  
・ 榎村治穂  
・ 中嶋周一

## 新南陽出張所

登記官(所長) 成多野 忠  
登記専門職 小山松  
・ 竹内基晴  
係員 小野一夫

## 光出張所

登記官(所長) 斎藤為夫  
登記官 保坂一男  
登記専門職 安田謙  
係員 高松恵子  
・ 中本正和

登記専門職 河村雅子  
・ 原田敬直  
係員 松永憲明  
・ 岡村邦子

## 徳地出張所

登記官(所長) 石崎義男

## 美東出張所

登記官(所長) 小川寿光

登記専門職 守永根夫

## 美祢出張所

登記官(所長) 飯田謙

係員 井上進

## 阿東出張所

登記官(所長) 木下恒雄

登記専門職 有田知

登記官 天河正雄  
・ 河合佑一  
登記専門職 藤井和博  
・ 吉武太治  
・ 林隆康  
係員 吉村智恵子  
・ 週端浩生

## 戸籍課

課長 石芳身  
戸籍係長 岩谷利彦  
困難係長 稲夫明  
係員 金子邦入  
・ 山縣龍彦

## 供託課

課長 川崎卓朗  
供託係長 藤井欽也  
供託専門職 西村和子

## 訟務課

課長 濱下正喜  
訟務専門官 藤井孝  
・ 末広利夫  
・ 石田薰一

## 人権擁護課

課長 有元孝  
人権擁護係長 片山芳人  
人権相談主任 井上義健

## 防府出張所

統括登記官 宮内誠行  
(所長)  
登記官 松坂義人  
・ 阿座上弘一  
登記専門職 近藤芳成

## 山口地方法務局

局長 長谷野和之

## 総務課

課長 浅本誠男  
課長補佐 堀江安行  
総務係長 下満  
人事係長 中野久雄  
係員 高井静子  
・ 松原純生  
・ 有吉清  
・ 岡崎洋子  
・ 宇野るり子  
自動車運転手 三津田義真

## 会計課

課長 清水健三  
主計係長 中野三男  
用度係長 山崎一男  
営業主任 藤井靖生  
係員 野村幸子  
・ 松下衛  
・ 佐伯正博  
・ 植敦夫  
電話交換手 斎武美代子  
庁舎副主任 田丸礼子

## 登記部門

首席登記官 道根本幸雄  
統括登記官 大野英雄  
(第1)  
統括登記官 寺岡保  
(第2)  
表示登記専門官 増本正博  
登記官 立花繁美  
・ 植杉初枝

**宇部支局**

支局長 石田正幸  
支局長補佐 下井義夫  
総務係長 佐伯誠人  
統括登記官 河川真悟  
登記官 小林叶  
・ 亦政忠文  
登記専門職 菅谷和代  
供託専門職 安宗厚子  
登記専門職 福永 駿  
・ 永田一義  
・ 藤田英夫  
・ 村田光男  
・ 浅原勉  
・ 中村和彦  
・ 岡本隆  
係員 山田謙治郎  
・ 平尾輝彦

**山陽出張所**

登記官(所長) 森脇一整  
登記専門職 小野洋輔

**小野田出張所**

登記官(所長) 竹島逸夫  
登記専門職 河村礼子  
・ 高杉伸夫

**下関支局**

支局長 佐堂前正紀  
**総務課**  
課長 吉田光義  
総務係長 水津重吉  
供託専門職 鎌安典子  
・ 岩本一右  
・ 田中貴治  
**登記部門**  
統括登記官 梁屋茂信  
登記官 伊勢木敬治  
・ 山崎力  
・ 山崎清正  
・ 松村実子  
・ 中原宏雄  
主任登記専門職 相太稔  
登記専門職 中川穂子  
・ 斎藤俊英  
・ 藤川京子  
・ 三鷹信行  
・ 田中昭  
・ 国沢富三郎  
・ 久富豊法  
係員 藤井茂  
・ 西山義治  
・ 藤木修

**豊北出張所**

登記官(所長) 大田部脩  
係員 隆村剛

**豊田出張所**

登記官(所長) 竹内忠夫  
係員 藤山政志

**岩国支局**

支局長 白沢茂昭  
支局長補佐 松田昭義  
総務係長 杉村靖雄  
登記官 木村悟  
・ 前田和美  
供託専門職 石崎博子  
登記専門職 中川洋二  
・ 山本房夫  
・ 富永勝彌  
・ 小野村悟  
係員 重田勲  
・ 阿田圭司  
・ 小山萬

**周東出張所**

登記官(所長) 尾崎昭夫  
登記専門職 林彰夫  
係員 原田隆男

**錦出張所**

登記官(所長) 中野好彦

**柳井出張所**

登記官(所長) 金子昭典  
登記官 伊藤久行  
登記専門職 田道子  
登記専門職 有熊和都  
・ 武吉勲  
係員 鈴木源一

**久賀出張所**

登記官(所長) 大井駿  
係員 田嶋井隆弘  
・ 岡田勝美

**萩支局**

支局長 小川 横  
総務係長 岩川寿典  
登記官 玉木万喜  
・ 林啓二  
供託専門職 森崎秀仁  
登記専門職 藤永幸成  
・ 岡崎勝通  
係員 黒木真  
・ 岩田邦夫  
・ 大島根

**須佐出張所**

登記官(所長) 長弘毅  
係員 鈴木森正義

**長門出張所**

登記官(所長) 大崎正則  
登記専門職 横山好信  
係員 田中智之  
・ 木村洋

日調酒企画

中国、上海  
北新

六日間の旅に参加して 新本 清入

昭和五年十一月一日 上海の朝露の南故  
事終えて手てんでの難に朝露、持参した馬  
牛から受け取らざる才事を同村も當代の  
七四文といき、右田の正義申入を右に付  
書しての出来、右田義之は左で右の所を讀  
む。右の所の名は右田法吉、公卿を有する。右  
の右田吉は尾身の寺を司りやうらの龍虎寺の  
通称御詫所の號すられた物口の夫也。右の  
左田義政めたり。右田吉は右田義政の通称  
出で城主。三月廿四日元相の正夢。右田伊勢  
義田ゆきと號した心事などには由田必出が  
上陸せり。右田の妻の由い田も義政の娘ひ  
かの妻となる。右田の母の子の作夢である。左  
手一馬忠に由田に御詫所の御詫所の御詫所

様々な困難を乗り越えて、行き先へ人  
の声、田舎の音、日本の明るい笑顔、新潟中  
心さみにかかる作業用の足場は皆んな竹材を  
使用しているのも半端は言及してある。と記  
る。そんな頃一行は中食をするためのホワリ  
に入ら、中食は自慢の玉子料理との由。中食  
後就寝場である東洋館は北京に向つて並んで  
おしゃべり大騒ぎの我々の隣では昔の夢の西馬  
路・南原路今津津路・通天橋・河内路  
と人並の街を出てて上高麗物語を想起する。由  
吉には二〇〇〇年暮れの吉澤路・高田路  
当院船頭・北原寺前宿(山之内)、その隣に吉  
澤は二〇〇一年夏を過すと廃駅されたので、一軒宿の中  
で特に吉澤のひび、日本のお茶と和菓子より出  
来たしの便通と既に連絡を取ることから前ぬ  
に日本人の多かりむいむは世間の言葉と共に

カップルの紹介手帳と同様に相成り国境を越えての祝福の声は米国人も日本人も同じく頬が紅潮をかねて光輝をかねます。

此の後を経てアーヴィングは再び日本へ渡り、大坂の「一吉」は彼の天守門広場を西の今宵の宿吉前町飯田に入り、期せず二月四日（本日の江程は朝の一二歳万里の長策と北門市郊外の柳ヶ淵）の晩なる。

# 損害事故賠償保険受取りの実例

## そのI

不動産業者Xを通じて甲地の分筆測量の依頼を受け境界立会を行ったが、問題は水路の県土木による確認を水利権者であるAの立会を受けず（境界に関しては不要と思った）

水路（青線）は県土木の指示どおり分間図を現地へ置きかえる方法により、又水路の反対側の土地所有者Bの立会はXが印をもらつてくるからと言うし、現況水路もほぼ確保されることもありこれを省略した。

そして県土木の境界確認書も交付されたので分筆をしYへ所有権移転を完了した。ところが、これより一ヶ月位経つてAから水路巾が従来のものより狭くなつた、水路を管理するこつも出来なくなつたとして苦情の申入れがあつた。

反省してみると、水路とBの所有地との境界線がくねくねしていたのを分間図どおり一直線としたため、一部Bの所有地へ水路が喰い込む形となつたこと、甲地へ水路の一部

（人が通れる畦畔のようなもの）が残つたため現況の水路を無視した結果となつた。

しかし、すでに所有権も第三者に移つていることもあり、売主にもBにも迷惑をかけた訳にいかないので苦慮したあげく、Y及びBから水路巾の拡張に必要な部分の土地を買収受け且つ工事をなすことで解決することができた。

そこで、頭に浮んだ保険請求をしたところ早速に保険金が払われたので、いろいろ苦労はしたけれども関係者全員が円満に解決することができてホッと胸をなでおろした。

日頃充分な注意を払つてしまつても、あとで何が起るかわからぬといった私たちの仕事、不安をいだけば身がつまる思いのなかで保険の有難さを身をもつて感じたものである。

現地には構造物は全く無く、整地後砂利を敷いた上駐車場として利用している土地で、数年経過しているため相当固くなつていた。そこへ道路工事・区割工事をするための仮杭（木杭3cm×3cm×50cm）を入れる作業をしていたところ、下が余りにも固かつたため、カケヤで打ち込んだヒヨウシに木杭がはね飛び、近くに駐車中の乗用車に当り、運転席側後

## 参考

### 損害

|     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 土地代 | Yへ支払い | 183,000 |
| 土地代 | Bへ支払い | 44,400  |
| 工事代 |       | 205,000 |
|     | 合計    | 432,400 |

|            |        |
|------------|--------|
| 58年10.28請求 | 50,000 |
|------------|--------|

|    |         |
|----|---------|
| 免差 | 382,400 |
|----|---------|

|            |  |
|------------|--|
| 58年11.15入金 |  |
|------------|--|

部に凹みと擦り傷をつけてしまった。

2、被害物件と被害者  
日産セドリック 乗用車 真年式。1年  
前に全塗装し外見は新車なみ。

被害者は愛車家で、職業はダンプカーの  
運転手である。

3、被車輛の修理代と被害者からの要求

(1) 保険会社から見た通常修理代

凹みの場所をたたき、平らにした上で  
塗装を施す。——修理代約三、六〇〇円。

(2) 被害者から出た要求

塗装を全面丸はぎの上全塗装を施すよ  
うに。——提示見積り額三、〇〇〇円。

(3) 対しての保険会社見積り額は、

一四、〇〇〇円となつた。

4、示談  
被害者は修理代三〇、〇〇〇円を現金で要  
求して来た。真意は傷の程度がわざかで  
あるので修理するほどのことは無いし、  
車自体も相当に古く、大金を掛けるのは

もつたない。したがつて金をもらつて  
他に使いたいらしいということが判明し  
た。したがつて当方は、迷惑料その他を  
入れて二〇、〇〇〇円を支払うことを指示、  
相手方もそれを飲んで示談となつた。

5、保険料の受領

一〇〇、〇〇〇円の賠償に対し、免責額五、  
〇〇〇円を差引いた二、〇〇〇円を受領した。

6、反省その他 グチ

近くに車が駐車されていたにもかかわ  
らず、不注意に作業したこと自体がくや  
まる。

それに相手方の気持ちも判らないでも  
ないが、人格性の欠けた人でもあつたの

も不運であつた。



## 山口会の賠償責任保険加入数

| 支部名     | 年度 | 55年 | 56年 | 57年 | 58年 | 59年 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 山 口 支 部 | 16 | 17  | 18  | 18  | 18  | 18  |
| 下 関 支 部 | 16 | 16  | 15  | 15  | 15  | 15  |
| 萩 支 部   | 10 | 10  | 9   | 9   | 10  | 10  |
| 徳 山 支 部 | 10 | 9   | 10  | 10  | 12  | 12  |
| 岩 国 支 部 | 17 | 19  | 21  | 22  | 27  | 27  |
| 宇 部 支 部 | 4  | 5   | 8   | 9   | 8   | 8   |
| 計       | 73 | 76  | 79  | 83  | 90  | 90  |

昭和五十九年度(第三十七回)  
山口県土地家屋調査士会

「表示登記の日」昭和五十九年度

## 定例総会大綱決まる

去る四月二十一日行われた理事会・支部長会合同会議に於いて、昭和五十九年度総会が次の通り行われることに決定致しました。

一、日時 昭和五十九年五月二十七日(日)

一、会場 山口市 山口県商工会館

一、日程 午前十時受付開始

午前十時三〇分開会

午前十一時三〇分議事

午後四時閉会予定

尚、本紙他貢にも記載致しましたが、多數の会員の出席をお願い致します。又万一都合により欠席の場合も必ずその旨事務局へお知らせ下さい。

## 支部長さんへお願ひ

総会日程の中に新入会員紹介がありま  
す。各支部共今回該当される会員の方には、支部長さんより是非出席されるよう  
お説い下さい。

## 無料相談集計表

| 来客数        | 市町村広報 | 登記相談を何で知られましたか |    |     | 相談回答満足度 |    |     | 相手 | 建物 |
|------------|-------|----------------|----|-----|---------|----|-----|----|----|
|            |       | ポスター           | 新聞 | その他 | 満足      | 不満 | その他 |    |    |
| 下関市役所      | 16    | 13             | 1  | 2   | 14      | 2  |     | 12 | 8  |
| 岩国法務局      | 5     | 3              | 1  |     | 1       | 3  | 2   |    | 5  |
| 柳井出張所      | 7     | 7              |    |     |         | 1  | 6   |    | 5  |
| 山口司調会館     | 5     | 5              |    |     |         | 5  |     |    | 4  |
| 防府文化福祉センター | 4     | 4              |    |     |         | 3  | 1   |    | 3  |
| 徳山市民館      | 8     | 5              | 2  | 1   | 3       | 5  |     |    | 5  |
| 萩法務局       | 2     | 2              |    |     |         | 2  |     |    | 2  |
| 長門市中央公民館   | 2     | 2              |    |     |         | 1  | 1   |    | 1  |
| 錦公民館       | 1     | 1              |    |     |         | 1  |     |    | 1  |
| 集計         | 50    | 42             | 1  | 3   | 4       | 33 | 17  |    | 38 |
|            |       |                |    |     |         |    |     |    | 21 |



# 支部長さん地区理事さん必見

本部招集会合出席率です。御自分で順位をお調べ下さい。

無届欠席（出欠の返事もださず欠席した者）は止めましょう。○印内が無届欠席者数です。

記載方法一 出席会員数(全会員数) 無届欠席者数

| 本 部 総 会   |         |         |         |         |          |  | 本 部 研 業 会 |         |          |  |
|-----------|---------|---------|---------|---------|----------|--|-----------|---------|----------|--|
| 支 部 地 区 别 | 55年度    | 56年度    | 57年度    | 58年度    | 4年間平均出席率 |  | 57年度      | 58年度    | 2年間平均出席率 |  |
| 岩 国       | 13 22 ② | 10 23 ② | 11 25 ④ | 11 24 ③ | 47.8%    |  | 8 24 ④    | 3 24 ⑩  | 22.9%    |  |
| 柳 井       | 5 03 ④  | 7 13 ③  | 9 16 ③  | 9 16 ①  | 51.7%    |  | 7 16 ③    | 7 16 ⑥  | 43.7%    |  |
| 周 東       | 0 12 ②  | 0 13 ②  | 0 13 ②  | 0 14 ②  | 0.0%     |  | 1 14 ③    | 1 14 ②  | 25.0%    |  |
| 錦         | 1 15 ①  | 0 15 ③  | 0 15 ②  | 0 15 ①  | 5.0%     |  | 0 15 ③    | 1 15 ②  | 10.0%    |  |
| 久 賀       | 1 17 ②  | 1 17 ③  | 0 17 ②  | 0 17 ①  | 7.1%     |  | 0 18 ②    | 1 18 ③  | 6.2%     |  |
| 岩国計       | 20 49 ⑩ | 18 51 ⑬ | 20 56 ⑬ | 20 56 ⑦ | 37.5%    |  | 16 57 ⑯   | 13 57 ㉓ | 25.4%    |  |
| 徳 山       | 15 31 ③ | 16 32 ① | 15 34 ① | 20 35 ① | 50.0%    |  | 25 39 ①   | 13 35 ⑦ | 54.2%    |  |
| 光         | 7 11 ①  | 4 11 ①  | 2 11 ①  | 5 11 ①  | 42.8%    |  | 5 19 ③    | 5 19 ①  | 55.5%    |  |
| 新 南 陽     | 4 15 ①  | 4 15 ①  | 2 15 ①  | 3 16 ①  | 61.9%    |  | 2 15 ③    | 3 16 ①  | 45.4%    |  |
| 徳山計       | 26 47 ③ | 24 48 ① | 19 50 ① | 28 50 ① | 49.7%    |  | 32 49 ⑦   | 21 50 ⑨ | 53.5%    |  |
| 山 口       | 12 19 ① | 16 19 ① | 15 19 ③ | 14 19 ③ | 75.0%    |  | 12 19 ⑤   | 13 20 ④ | 64.1%    |  |
| 防 府       | 8 14 ①  | 10 15 ① | 11 16 ③ | 14 17 ① | 69.3%    |  | 15 17 ②   | 8 17 ④  | 67.6%    |  |
| 徳 地       | 3 14 ①  | 1 14 ①  | 1 14 ①  | 3 14 ①  | 50.0%    |  | 3 15 ②    | 1 15 ③  | 40.0%    |  |
| 美 東       | 2 13 ①  | 3 13 ①  | 3 14 ①  | 1 14 ①  | 64.2%    |  | 2 14 ①    | 2 14 ②  | 50.0%    |  |
| 美 桃       | 0 12 ①  | 0 12 ①  | 1 12 ①  | 0 12 ①  | 12.5%    |  | 0 12 ②    | 0 12 ②  | 0.0%     |  |
| 阿 東       | 3 14 ①  | 2 14 ①  | 1 15 ①  | 4 15 ①  | 55.5%    |  | 2 15 ①    | 2 15 ①  | 40.0%    |  |
| 山口計       | 28 46 ③ | 32 47 ③ | 32 50 ⑨ | 36 51 ⑤ | <65.9%   |  | 34 53 ⑯   | 26 53 ⑯ | 57.1%    |  |
| 萩         | 6 12 ①  | 6 12 ①  | 4 12 ②  | 6 11 ②  | 46.8%    |  | 3 11 ⑤    | 7 11 ②  | 45.4%    |  |
| 須 佐       | 1 12 ①  | 1 12 ①  | 1 12 ①  | 1 12 ①  | 50.0%    |  | 0 12 ①    | 0 12 ①  | 0.0%     |  |
| 長 門       | 0 18 ②  | 2 18 ②  | 4 10 ①  | 4 10 ①  | 27.7%    |  | 3 10 ①    | 4 10 ①  | 35.0%    |  |
| 萩計        | 7 22 ③  | 9 22 ③  | 9 24 ③  | 11 23 ③ | 39.5%    |  | 6 23 ⑥    | 11 23 ④ | 36.9%    |  |
| 宇 部       | 11 29 ② | 11 32 ③ | 6 33 ③  | 11 31 ② | 31.2%    |  | 10 31 ⑤   | 10 31 ⑩ | 32.2%    |  |
| 小 野 田     | 3 10 ②  | 3 10 ①  | 1 10 ④  | 3 18 ②  | 26.3%    |  | 1 18 ②    | 1 18 ②  | 12.5%    |  |
| 山 陽       | 1 13 ①  | 2 13 ①  | 1 13 ②  | 0 13 ①  | 33.3%    |  | 0 13 ①    | 0 13 ②  | 0.0%     |  |
| 宇部計       | 15 22 ④ | 16 45 ⑤ | 8 46 ⑨  | 14 42 ⑤ | 30.2%    |  | 11 42 ⑧   | 11 42 ⑩ | 25.1%    |  |
| 下 開       | 19 40 ⑥ | 21 43 ③ | 18 43 ⑤ | 18 44 ② | 44.7%    |  | 13 44 ⑩   | 18 45 ⑩ | 34.8%    |  |
| 豊 田       | 3 15 ①  | 3 15 ①  | 2 15 ①  | 1 14 ①  | 47.3%    |  | 1 14 ①    | 1 14 ①  | 25.0%    |  |
| 豊 北       | 0 13 ①  | 0 13 ①  | 0 13 ①  | 0 13 ①  | 0.0%     |  | 1 13 ①    | 0 13 ②  | 16.6%    |  |
| 下開計       | 22 48 ⑦ | 24 50 ④ | 20 51 ⑥ | 19 51 ④ | 42.2%    |  | 15 51 ⑫   | 19 52 ⑯ | 33.0%    |  |
| 合 計       | 46.4%   | 46.5%   | 38.9%   | 46.8%   | 44.6%    |  | 41.6%     | 36.4%   | 39.0%    |  |

計  
古屋 明会員 報

大正十二年二月一日生

六十三歳

昭和二五年二月二〇日入会

昭和五九年三月一八日死去

昭和四〇年六月

徳山支那校



贈んで、ご冥福をお祈りいたします。

お知らせ

新規会員登録

月刊会報

月刊会報

月刊会報

月刊会報

月刊会報

月刊会報

会員異動状況

新規会員登録

月刊会報

新規会員登録

月刊会報

## ちょっとひといき

## 詰将棋二題



問題(A)  
一二三四五六

(持駒) 歩

(持駒) 金・銀

## 目次

- 提案 会長 三好 敏夫 ..... (2)
- 本部より
- 公共事業部 ..... (2)
- 厚生部・企画部 ..... (2)
- 支部だより
- 下関支部 ..... (2)
- 徳山支部 ..... (2)
- 土地調査法施行規則改正 ..... (2)
- 山口地方法務局管区職員名簿 ..... (2)
- (4) (3) (2)

- 日調連企画 ..... (2)
- 中国・上海・北京六日間の旅に参加して ..... (2)
- 写真と文・新本 清人 ..... (1)
- (9) (7) (6) (5)

- 損害事故賠償保険受取りの実例 ..... (1)
- その1 ..... (1)
- その2 ..... (1)
- (13) (12) (11)

- 山口会の賠償責任保険加入数 ..... (1)
- 定例総会大綱決まる ..... (1)
- 支部長さんへのお願い ..... (1)
- 無料相談集計表 ..... (1)

前回の正解者(二四号)  
山口支部 石田 豊  
山口支部 八木 右金次  
山口支部 石村慶吾

山口県土地家屋調査士会事務局

謝進呈します。

ノ切 六月十五日

宛先

ご解答下さい(薄謝進呈)

正解者の中から抽せんで二名様に薄

- まぼろしの市街図といわれる明治三十二年版、大正八年版、下関市街図の再現図である。下関市は明治三十二年市制施行され、当初の人口は二万七百三十九人であった。ちなみに下関鉄道の開通は明治三十四年五月、関釜航路の開航は明治三十八年九月、明治三十九年二月には山陽線も関釜航路も国営となり明治四十五年六月から東京下関間に特別急行列車が運転された。
- 支部長さん・地区理事さん必見 ..... (1)
- 訃報・お知らせ・会員異動状況 ..... (1)
- ちょっとひといき・編集後記 ..... (1)

(18) (16) (15) (14)

|           | 57年度      | 58年度      | 対前年比   |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 総報酬金額(千円) | 1,325,776 | 1,323,828 | 99.8%  |
| 総事件数(件)   | 42,240    | 41,414    | 98.0%  |
| (内土地事件数)  | 22,562    | 23,294    | 103.2% |
| (内建物事件数)  | 19,678    | 18,120    | 92.1%  |

昨年度の年計表が集計されつつある。詳細については次号に掲載するが総数の一部を速報したい。不景気風は我が業界もしかりで対前年比でもわかるように、総計で一昨年の57年度よりも落ち込んだ。これといった明るい材料も乏しい昨今であるが、会員一致協力しこの機会をのりきりたい。

広報部ではテレビ他一般費出に供与できるビデオによる広報企画を打ちだすことを計画している。8%映写・ビデオ撮りに趣味関心をおもちの会員の御協力を頼みたい。内容は土地境界紛争の実例をドラマ化してとりあげ、広く県民にその重要性を認識してもらう約10分間位の放映ものを作り、NHK始めTV各社に報道スペシャル番組に取りあげてもらうもの目標としている。見て……。



## 表紙説明